

南信州広域連合議会
消 防 環 境 委 員 会

令和6年2月26日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会会議録

令和6年2月26日（月） 午後2時00分 開議

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 副管理者あいさつ

4. 議案審査

- (1) 議案第3号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」
- (2) 議案第4号「南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- (3) 議案第6号「令和5年度南信州広域連合一般会計補正予算（第4号）案」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】
- (4) 議案第7号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第2号）案」
- (5) 議案第8号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第2号）案」
- (6) 議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】
- (7) 議案第11号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」
- (8) 議案第12号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算（案）」

5. その他

6. 閉会

消 防 環 境 委 員 会

令和6年2月26日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 消防環境委員会

日 時	令和6年2月26日（月） 午後2時00分～午後3時42分
場 所	事務センター 206・207号会議室
出席者	清水（優）委員長、片桐副委員長、河本委員、後藤（和）委員、吉田委員、 岩口委員、中平委員、岡田委員、小林委員、木下（徳）委員
欠席者	栗生委員
事務局	高田副管理者、吉川事務局長、北澤消防長、小椋事務局次長兼総務課長、 新井消防本部総務課長、縄通信指令課長、中本予防課長、林消防本部総務課専門主査、 伊藤消防本部総務課庶務係長、飯田環境センター事務長、市瀬事務長補佐兼業務係長、 原事務長補佐兼管理係長、一柳事務長補佐兼庶務係長、伊藤書記長

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 副管理者あいさつ
4. 議案審査

No	項 目 名	資料	頁
1	議案第3号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」		6
2	議案第4号「南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」		8
3	議案第6号「令和5年度南信州広域連合一般会計補正予算（第4号）案」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】		9
4	議案第7号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第2号）案」		11
5	議案第8号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第2号）案」		12
6	議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算（案）」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】		13
7	議案第11号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」		22
8	議案第12号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算（案）」		26

5. その他
6. 閉 会

(清水委員長) 当委員会に対し、議案の補足説明のため、飯田環境センター市瀬事務長補佐兼業務係長、原事務長補佐兼管理係長、一柳事務長補佐兼庶務係長、飯田広域消防本部総務課林専門主査、伊藤庶務係長の出席について申し出があり、許可いたしました。

1. 開 会

午後2時00分

(清水委員長) ただいまから、南信州広域連合議会消防環境委員会を開会いたします。
現在の出席委員は10名であります。栗生勝由委員から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。
それでは、会議次第により進めてまいります。
開会にあたり、委員長から一言ごあいさつ申し上げます。

2. 会長あいさつ

(清水委員長) 皆様、お疲れさまでございます。本日は消防環境委員会ということで、皆様には大変お世話さまになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

1点、能登半島地震について申し上げたいと思います。

まず、災害派遣に行っておられました飯田広域消防本部の皆様、大変御苦労さまでございました。また、当議会に対しまして活動の内容につきまして、その都度適時に報告いただきましてメール等で報告いただきまして、情報共有をしていただきました。本当にありがとうございました。

地震発生からですね、2か月が経とうとしておりますけれど、一部の報道によりますと、今だなお1万2,000人以上が避難をされているという状況というふうにお聞きをしています。生活の再建はもとより、インフラの復旧ですね、特に上下水道の関係ですとか道の関係、長期化が懸念をされているという状況というふうにお聞きしています。

まさに、まだまだ現在進行形の災害でありますし、皆様も御認識のことと思いますが、全く人ごとではない状況でございます。

当圏域におきましては、南海トラフ地震等大規模な巨大地震が想定されておりますので、所管する委員会としてもしっかりと注視をしていかなければならないと思っておりますし、自助というところをベースとしながらも、公助の部分につきましては限定的であり、やはり即時対応ということが難しいと思っておりますので、その間の共助の部分をしっかりとおつくりしていかなくてはならないというふうにお思っております。

本日の議案の審査におきましては、条例の一部改正や補正予算、そして来年度の当初予算の審査でございます。執行機関の皆様には簡潔明瞭に御説明いただき、委員の皆様には慎重な御審議をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、副管理者からごあいさつをいただきます。

高田副管理者。

3. 副管理者あいさつ

(高田副管理者) 皆様、こんにちは。広域連合の副管理者を務めております、高田と申します。よろしく願いをいたします。消防環境委員会の開会にあたりましてごあいさつをさせていただきますというふうにお思っています。

今議会に令和6年度予算を提案させていただいておりますけれども、その中に、広域

連合としてはかなり大規模な事業が盛り込まれています。

一つは、今ここにおります旧地場産業振興センター等の改修整備事業でありますし、もう一つは旧桐林クリーンセンターの解体事業でございます。いずれも所管の常任委員会に分割されているという、そういう案件ではございますけれども、経過等を全員の議員の皆さんに共有をしていただきたいたいということで、少し私のほうから経過報告を全ての委員会のあいさつで触れさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、旧地場産業振興センター等の改修整備について、少し申し上げます。

この件に関しまして、昨年11月の広域連合議会の第2回定例会におきまして、施設の設置に向けて実施設計費の補正予算をお認めいただいております。それと並行いたしまして、広域連合の規約の変更につきましても提案をさせていただいて、この件については12月の各市町村議会でも、慎重に御審議をいただいて御同意をいただいたという、そういう状況でございます。それを受けまして、令和6年度の予算案の中に施設改修費用を計上させていただいているところでございます。

広域連合議会、それから市町村議会におきましては、かなりタイトな日程の中で地域の将来にも関わります重要な案件を御審議をいただきました。こうして大変御審議をいただいたこういう状況を県のほうでも前向きに捉えていただいて、この現在県議会で提案されております、県の令和6年度予算案の中にも、飯田創造館閉館に向けての関係する費用が計上されたというふうにお聞きをしております。

具体的には、私どもが実施をいたします改修整備事業に対しまして、その補助金として1億1,330万円、それから県が実施をいたします創造館の除却に係ります設計費もこの当初予算に計上されているというふうにお聞きをいたしております。私どもは、これからこの議会で改修の予算をお認めいただければ、予算計上額を上限として実施設計に基づいて改修内容を決定をして、工事を進めてまいりたいというふうを考えております。

また、並行いたしまして、県や創造館の利用者団体等の皆さんと協議をしながら、新しい施設の利用や運営の方法についても検討を進めまして、次の第2回定例会には、施設の設置条例を御審議をいただきたいたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、旧桐林クリーンセンターの解体に関しましてお願いをいたします。この後、新年度予算の中にも出てまいりますけれども、この桐林クリーンセンターについて、少し経過を申し上げます。

この桐林クリーンセンターは、平成29年11月末をもって運転を停止をいたしております。その後、地元と協議をしながら後利用の方策を探ってまいりました。その中で、最初は既存の施設を解体せずに建屋を解体せずに、それを使いながら後利用ということで産業振興に資するように企業誘致を飯田市の工業課にお願いをして交渉をお願いしてまいりました。しかしながら、なかなか大きな建屋をそのまま活用するという方策の企業立地が難しいということがありまして、引き合いはあってもなかなか成約には至らなかったという、そういう状況でございました。そのため、施設の解体も視野に入れて後利用まで幅を広げて企業立地を呼びかけましたところ、バイオマス発電の候補者としての引き合いもあったと、そういうことでございます。

こうした状況の中で、昨年8月の臨時議会をお願いいたしまして、解体に向けての調査費の予算をお認めをいただいています。この調査の中で、施設の状況ですとか解体の方法ですとか期間ですとか事業費どのくらいかかるかといったことを積算を始めたところでございましたけれども、その中で、15年間焼却処理をしたということで、ダイオキシン類が残留しているだろうということは想像していたわけでありまして、そのほかにも、施設の外壁等にアスベストが使われているということが判明をいたしまして、施設を安全に解体するということが大変重要な命題になってまいりました。そうした点で、必要な事業費ですとか財源の検討を進めてきたところでもあります。

こうした状況の中で、セイコーエプソン社のほうでのバイオマス発電の立地に関します公表が2月7日ということになりまして、広域連合議会に対する予算の発表の同時期になってしまったということがありまして、この件につきましては御容赦をいただきたいというふうに思っております。この委員会でしっかり御審議をいただいた上で予算をお認めいただけましたならば、早急に事業者を選定して、解体の方策等を整理して、地元地域の皆さんに丁寧に説明をした上で工事に着手したいというふうに考えております。

以上、広域連合とすればかなり大きな事業を令和6年度に取り組むこととなりますけれども、ぜひともよろしくお願い申し上げまして、委員会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議案審査

(1) 議案第3号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

(清水委員長) これより、「議案の審査」に入ります。

初めに、議案第3号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

条例改正の説明にあたっては必要に応じて、新旧対照表を御活用願います。

執行機関側の説明を求めます。

北澤消防長。

(北澤消防長) それでは、議案第3号「南信州広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。

議案書、議案第3号の1、並びに次ページになりますが、議案第3号補足説明資料を御覧いただきたいと思っております。

定数条例の改正は、今回の定年延長に関わる緊急の第1段階と、令和8年度からの実施を予定しております、圏域の消防力の見直しに伴う職員定数の再検討、遠隔地対策、これらに伴う負担金の見直しを踏まえた第2段階により進めてまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、広域消防の現状から説明させていただきます。

この条例は、地方公務員法の改正により、令和5年4月1日から職員の定年が1年置きに段階的に65歳まで引き上げられることにより、原則、隔年で退職者がいない年が発生いたします。60歳を超えた職員が延長された定年まで、またその後も年金の接続まで再任用で職場内に残ることで、飯田広域消防の現職員定数217名のうちでは新規職員採用ができず、職員の採用の連続性が失われ、また安定した質の高い行政サービスの提供を損なう恐れがあることから、定年による退職者がいない年度におきましても、

新規の職員採用ができるよう、定数条例を改正したいとするものでございます。

また今後、組織内の60歳を超える高齢期職員の割合が増え、現役世代の職員が減ることによりまして消防力の低下が懸念されており、さらには高齢期職員の新たな職域や働き方にも現時点で多くの課題が生じており、全国の消防本部でも問題となっておるところでございます。

第1段階の職員定数の改正につきましては、喫緊の3つの課題についての対策を同時に進めたいと考えております。1つ目の課題は、現在の条例定数のまま定年延長制度を進めると仮定した場合の試算では、令和7年度には、実人数が218名となり、以降、現在の定数217名を超え続け、令和11年度には226名となり、最大で実人数が定数を9名超過することとなります。

この試算の条件としまして、制度移行期間中にありましては、全職員が定年後も年金接続まで在職すること。また、無採用年度をなくすため、採用人数を毎年3名程度に平準化することといたしました。

2つ目の課題は、定年延長制度により、職員の高齢化に伴う消防力の低下が懸念されることとございます。現在、全職員の9割が24時間の交代勤務に就いており、深夜も含め、火災・救急・救助などの災害対応に当たっております。令和10年度以降、全職員の約1割が高齢期職員となる予想で、加齢に伴う体力機能の低下や現場活動における身体的負担による公務災害の発生などが考えられるところであります。現在、総務課を中心に、もろもろの対策につきまして、国からの通知や、全国及び県内の消防本部の取組みを参考に、また情報共有を行いながら協議検討を進めているところでございます。

3つ目の課題は、定年延長制度により、60歳を超える職員が組織内に残ることとなりますが、現実には、本部事務などの職域はほぼ経験者に限られ、その多くが、消防力の維持確保のため、体力を要する現場活動要員として消防署や分署に残らざるを得ないということとございます。

本年度、2名の60歳を超えた職員を今後の高齢期職員の勤め方のモデルケースとしまして、飯田消防署と高森消防署に再任用として配置しております。現時点では、六十一、六十二歳までは体力面や健康面に問題がないと考えておりますが、今後65歳まで定年が引き上げられたときには、特に、心身面を含む健康面での配慮が今以上に必要と考えており、対策を急がなくてはならないと考えております。

こうした点も踏まえ、高齢期職員には、今後、後輩の育成も視野に入れた日勤中心の職域も考えており、相対的に広域消防全体の底上げを行い、消防力の向上を図りたいと考えております。

これらの課題の対策を踏まえ、今回の第一段階の定数の改正案として、現在の217名から226名の9名の増員をお願いしたいと考えております。財源ですが、制度移行期間中は隔年で退職者がいないとされていることから、退職手当積立基金への積立ての平準化により、毎年の積立額を半減することで財源を確保するとともに、実人数を調整しながら合わせて事業の精査、財政計画の見直しを進めてまいります。また、財源につきましては、各年度予算の中で検討することといたしますが、今後は市町村の負担金が増える可能性もございます。

定数の改正に伴う効果を3点ほど考えております。1つ目は、消防体制、消防力の維持を考えており、署所の職員数の確保により災害対応力の向上を、各消防署へは日勤者

の配置により事務の効率化、業務の見直しを、さらには、高齢期職員の経験によります災害現場での形式の活用や市町村とのパイプ役としての連携の強化により、その効果を得たいとするものでございます。

2つ目は、処遇の改善です。国が進めますワークライフバランスの取組みにより、休暇取得によるストレスの軽減、あわせてメンタルヘルスの改善を進めます。

3つ目は、職場風土の改善です。今後もさらに取組みを進めていかななくてはなりません。高齢になっても働きがいのある職場環境を整え、職員のモチベーションの向上につなげ、また現役世代と高齢期職員が互いに尊重できる職場風土を造成していかなくてはならないと考えており、人事の根本的な見直し検討を進めているところでございます。

以上が、第1段階の定数条例の改正になります。

続いて、今後予定しております、第2段階の取組みについて御説明いたします。

第2段階は、令和8年度から予定しております、新しい市町村負担金について、その総額、案分方法の見直しを進めるとともに、懸案でありました圏域における消防力の不平等に関わる遠隔地対策を行い、これらの根拠となります常備消防としての消防力における職員定数の再検討、車両整備や庁舎建設などの財政計画の見直しを令和6年度から順次進めてまいりたいと考えております。あわせて署所の出動体制の見直し、消防学校への研修派遣等により慢性的な欠員対策、年次休暇や育児休暇の取得推進などについても取り組んでまいります。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(2) 議案第4号「南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(清水委員長) 次に、議案第4号「南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) それでは議案第4号「南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部改正について」、議案書、議案第4号の1で御説明をさせていただきます。

なお、この改正につきまして、環境センターに関するものもございまして、まず私のほうから、消防部分について御説明させていただきたいと思っております。

改正の経緯といたしまして、地方公共団体の政令に定める手数料の標準額については、

定期的に見直しが行われており、令和5年12月6日付、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る標準額の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、南信州広域連合使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、貯蔵量が1,000キロリットル以上の特定屋外貯蔵所の設置許可申請の審査にかかる手数料について改正するものでございます。

補足説明資料の3、4ページを御覧ください。

改正される手数料については、記載のとおりでございます。なお、当本部において、現在のところ、特定屋外タンク貯蔵所の設置はございません。施行期間の期日につきましては、令和6年4月1日の予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(清水委員長) はい。続いて、飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第4号、環境センター所管分について、御説明を申し上げます。

新旧対照表により御説明をいたしたいと思っておりますので、議案補足説明資料をお願いいたします。

第2条、見出しの改正でございますが、第2条で規定する内容が、使用料及び手数料であるため、見出しの字句の修正を行ったものでございます。

続いて、第2条第2項中、今般のリユース品の処理を行う事務の休止に伴い、第5条の事務及び関連する別表第6号を削除する旨の改正でございます。

第3条にお進みいただきまして、第3条第1項第1号及び同条第2項第1号の10日以内を30日以内に改める改正は、ごみの排出者の使用料徴収期限に幅を持たせ、当該排出者の利便性の向上を図るための改正でございます。

続いて、補足説明資料の7ページをお願いいたします。

別表2でございますが、リユース品の取扱い中止に伴い、リユース品の処理を行う事務に係る手数料を定めた別表第6、第2条関係を削除するものでございます。

環境センター所管分の御説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第6号「令和5年度南信州広域連合一般会計補正予算(第4号)案」のうち、当委員会分担分【別紙分担表】

(清水委員長) 次に、議案第6号「令和5年度南信州広域連合一般会計補正予算(第4号)案のうち、

当委員会分担分」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

4款1項1目、ごみ中間処理施設清掃総務費、及び4目、飯田竜水園清掃総務費について。

飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

議案書、一般補8、9ページをお願いいたします。

4款、衛生費、補正前額7億8,780万3,000円に対し、1,135万円を増額し、補正後衛生費、計7億9,915万3,000円といたしたいものでございます。こちらの財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、歳出の内訳について、御説明をいたします。

議案書、一般補12、13ページを御覧ください。

4款1項1目、ごみ中間処理施設清掃総務費1,115万円の補正でございます。説明欄のほうを御覧をいただきまして、大事業01、人件費、中事業01、人件費81万6,000円の補正。それから中事業03、会計年度職員人件費33万4,000円の補正。いずれも人事院勧告による差額支給に伴う人件費の増額でございます。こちらの財源は一般財源でございます。

下へ参りまして、大事業10、一般管理費1,000万円の補正、こちらにつきましては、稲葉クリーンセンター整備基金への新規積立金の補正でございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4款1項4目、飯田竜水園清掃総務費20万円の補正でございます。説明欄を御覧いただきまして、大事業01、人件費、中事業01、人件費20万円の補正。こちら人事院勧告による差額支給に伴う人件費の増額でございます。財源は一般財源でございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

お戻りをいただきまして、議案書、一般補10ページ、11ページを御覧ください。

歳入、7款、繰入金は、稲葉クリーンセンター特別会計からの繰入でございまして、令和5年度予算の剰余分500万円を繰り入れるものでございます。

8款、繰越金635万円の補正は、純繰越金でございます。なお、一般補14ページ以降の付表に給与費明細書が添付してございますので、あわせて御確認をお願いしたいと思います。

一般会計の補正予算（衛生費分）の御説明は、以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑は、議案書のページを告げてから行ってください。

御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第6号の当委員会分担分について採決いたします。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号の当委員会分担分については、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第7号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第2号)案」

(清水委員長) 次に、議案第7号「令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) それでは、議案第7号について、御説明申し上げます。

消防補1ページを御覧ください。

本案は、令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第2号)案でございます。第1条は、歳入歳出の予算総額に1億398万3,000円を追加し、補正後の総額を21億5,968万3,000円としたいとします。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

それでは、歳出から御説明させていただきますので、消防補12、13ページを御覧ください。

1款1項1目、一般管理費のうち、人件費につきましては、退職手当の確定により7,836万4,000円、及び人事院勧告により1,067万8,000円増額補正を行うものでございます。

時間外勤務手当につきましては中止となりましたが、国民保護法の訓練等により、事前訓練、当日の非直職員90名を動員するため、940万8,000円増額するものでございます。

退職手当積立基金積立金は、基金利子の確定により、3万3,000円増額するものでございます。3目の消防施設費のうち委託料は、高森消防署庁舎新築工事実施設計に係る地質調査により、550万円増額するものでございます。

次に、歳入を御説明申し上げますので、お戻りいただきまして10、11ページを御覧ください。

5款、財産収入につきましては、基金利子の確定により、退職手当積立基金積立金利子を増額するものでございます。

7款、繰入金につきましては、退職手当の確定により、退職手当積立基金から7,836万4,000円を繰り入れするものでございます。

8款、繰越金につきましては、純繰越金額の確定に伴い、2,008万6,000円増額補正を行うものでございます。

10款1項1目、消防施設整備債につきましては、高森消防署庁舎新築工事実施設計に係る地質調査による増額で、緊急防災・減災事業債の起債を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。
なければ、質疑を終結いたします。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 討論を終結いたします。
これより、議案第7号について、採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(清水委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第8号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第2号)案」

(清水委員長) 次に、議案第8号「令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第8号について御説明いたします。稲葉補1ページをお開きください。

本案は、令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第2号)案でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,864万3,000円とするものでございます。

歳出について御説明をいたします。

議案書、稲葉補12、13ページをお願いいたします。

2款、衛生費、補正前額1億5,572万7,000円に対し、1,000万1,000円を追加し、補正後予算額を1億6,572万8,000円としたいとするものでございます。

歳出の内訳について、御説明をいたします。

2款1項1目、清掃総務費、補正前1億58万8,000円に、補正額1,000万1,000円を追加し、補正後予算額を1億1,058万9,000円とするものでございます。

右説明欄を御覧いただきたいと思っております。

大事業10、中事業1、清掃総務費1,000万1,000円、24節、積立金500万1,000円の補正は、稲葉クリーンセンター電気事業基金への新規積立金500万円、こちらは諸収入、売電相当収入が財源でございます。基金利子積立金1,000円は財産収入基金利子、こちらが確定しましたのでこちらが財源でございます。

27節、繰出金は、令和5年度の剰余金分500万円を一般会計へ繰り出すものでございまして、こちらの補正は一般財源によるものでございます。

続いて、歳入について御説明を申し上げます。お戻りをいただきまして、議案書、稲

葉補10ページ、11ページを御覧ください。

歳入1款1項2目、基金運用収入1,000円は、基金利子の確定による増額補正で
ございます。

3款、繰越金は、令和4年度からの繰越金でございます。

4款、諸収入の雑入500万円は、稲葉クリーンセンターの売電相当収入の増額を計
上したものでございます。

クリーンセンターの電気事業につきましては、売電相当収入が、今年度当初予算の想
定より増加したことから、当初の売電相当収入に500万円の増額を見込み、電気事業
基金へ新たに積み立てるものでございます。

稲葉グリーンセンター特別会計補正予算（第2号）に係る御説明は、以上でございま
す。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり、可決されました。

(6) 議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員会分担分【別紙 分担表】

(清水委員長) 次に、議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算(案)」のうち、当委員
会分担分を議題といたします。

審査方法について申し上げます。まず、執行機関からの説明を願い、説明が終わった
後に質疑を行い、質疑終了後に討論を行うことといたします。

なお説明者は、歳出予算の説明の際、併せて関係する歳入の説明をお願いいたします。

質疑にあたっては、予算案の審査である点に御留意いただきますよう、お願いいたし
ます。

執行機関側の説明を求めます。4款、衛生費、6款、公債費を一括して説明願います。

飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第9号「令和6年度南信州広域連合一般会計予算
(案)」、衛生費分について御説明を申し上げます。

まず、予算書1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算は記載のとおりでございます。

第2条、地方自治法214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる
事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

それから、第3条、地方自治法230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものとなります。

続いて、予算書の4ページをお願いいたします。

予算書4ページ、第2表でございますが、先ほど第2条で触れました債務負担行為でございます。事項は、桐林クリーンセンター解体事業、期間は、令和6年度から令和7年度まで、限度額は、8億9,770万円でございます。

続きまして、予算書5ページをお願いいたします。

第3表、地方債衛生費分でございますが、起債の目的は、ごみ中間処理施設桐林クリーンセンター解体、限度額につきましては、5億4,200万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ御確認をお願い申し上げます。

それでは予算書の10、11ページをお開きください。

4款、衛生費、本年度の予算額であります。13億9,918万3,000円、前年度比較で6億2,016万9,000円の増額でございます。財源といたしましては、地方債5億4,200万円、その他、特定財源8億3,803万3,000円、一般財源1,915万円でございます。

まず、歳出予算の内訳について御説明を申し上げます。

予算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

4款1項1目、ごみ中間処理施設清掃総務費6億8,546万8,000円、前年度比較で6億1,054万7,000円の増でございます。

説明欄を御覧いただき、大事業1、人件費は、正規職員の給料、手当等、及び会計年度任用職員の報酬でございます。

続きまして、38、39ページにお進みをお願いいたします。

大事業01、中事業02、稲葉クリーンセンター一般管理費6億3,640万3,000円でございますが、11節、役務費の保険料98万2,000円は、全国市有物件損害共済の分担金が主なものでございます。失礼いたしました。

12節、委託料の技術支援業務委託料953万1,000円でございますが、一般廃棄物ごみ処理基本計画見直し業務、及び災害廃棄物処理計画策定に係る委託料でございます。

その下の、解体撤去工事施工監理業務委託料2,070万円は、桐林クリーンセンター一建屋解体工事の施工監理業務委託料でございます。

14節の工事請負費5億8,160万円は、桐林クリーンセンター解体工事費でございます。この目の財源につきましては、市町村負担金、財産収入、桐林クリーンセンター基金繰入金、諸収入及び桐林クリーンセンター解体事業債でございます。

続きまして、予算書の40ページ、41ページにお進みください。

4款1項3目、ごみ中間処理施設ごみ処理費4億4,429万4,000円、前年度比較で135万5,000円の減でございます。

説明欄にお進みをいただき、大事業1、中事業2、稲葉クリーンセンターごみ処理費につきましては、環境に配慮したごみの適正処理と、ごみ処理施設の安定的な維持に係る経費でございます。

以下主な内容について、御説明をいたします。

11節、役務費の保険料でございますが、こちらは稲葉クリーンセンターの廃棄物処理プラント保険料でございます。

12節、委託料の主なものといたしまして、稲葉クリーンセンターの運転に係る施設運転維持管理業務委託料2億8,325万9,000円、ごみ焼却残渣焼却灰・火灰等の処分業務委託料3,578万2,000円でございます。

14節、工事請負費9,968万2,000円につきましては、施設の長期保全計画の中で、年度ごと、計画的に更新、メンテナンス工事を実施するものでございまして、令和6年度はごみクレーン、粗大ごみ切断機、燃焼ストーカ、電気計装設備の点検工事を実施する計画でございます。加えて、施設点検に基づき施工する吸じん装置、コンプレッサー設備、計量器システム更新工事を予定しているところでございます。本目の財源につきましては、市町村負担金、施設使用料及び一般財源でございます。

続きまして、4款1項4目、飯田竜水園清掃総務費4,840万円、前年度比較196万円の増でございます。以下、主なものを御説明いたします。

大事業01、人件費4,249万3,000円は、正規職員の給料、手当、及び会計年度任用職員の報酬等でございます。

42ページ、43ページ、中段にお進みください。

大事業10、一般管理費590万7,000円は、飯田竜水園の一般管理費でございます。施設管理の委託料、事務費等が主なものでございます。本目の財源は、分担金、財産収入及び諸収入でございます。

44ページ、45ページにお進みください。

4款1項6目、飯田竜水園し尿処理費2億1,881万8,000円、前年度比較で1,088万8,000円の増でございます。前年度比較で増額の主な要因につきましては、し尿処理施設整備補修点検業務委託料が前年と比べて1,400万円余増加したことが一番大きな要因でございます。

大事業10、中事業1、し尿処理費は、飯田竜水園のし尿処理に係る経費でございます。10節、需用費の消耗品は、し尿処理業務に使用いたします薬剤費等、光熱水費は施設運転に係る電気料が主なものでございます。

12節、委託料のうち主なものは、し尿処理施設設備保全点検業務に4,873万円、脱臭設備保守点検業務に2,420万円、汚泥処理業務に3,586万円、委託料の主なものでございます。

14節、工事請負費でございますが、こちらは処理棟の照明器具LED化に係る工事でございます。本目の財源につきましては、分担金、し尿処理施設使用料、及び一般財源でございます。

続きまして、7目、リサイクルセンター運営事業費でございますが、前年度と比較して、187万1,000円の減でございます。リユース事業の休止、桐林リサイクルセンターの6月閉館に伴い、これに関連した経費を削減した予算立てでございます。

46、47ページにお進みをいただきまして、委託料の主なものといたしまして、施設管理業務委託料、こちらはシルバー人材センターへ委託をするものでございます。電話、来訪者に係るシルバー人材センターへの委託料でございます。

それから、講演業務委託料でございますが、リサイクルセンターで実施をしております環境学習講座にかかる委託料でございます。項目の財源につきましては、分担金、リ

ユース品取扱い手数料、諸収入、及び一般財源でございます。

続きまして、46ページ、47ページでございますが、6款、公債費の元金と利子でございます。衛生費関係では、旧焼却場解体元金利子、リサイクルセンター元金利子、稲葉クリーンセンター元金利子の3件でございます。

なお、リサイクルセンター元金利子につきましては、令和7年度までの償還計画でございましたが、桐林リサイクルセンター閉館に伴い、令和6年度中に繰上償還を行い、令和6年度をもって完済となるものでございます。財源につきましては、分担金、し尿処理施設整備基金繰入金、及び一般財源でございます。

この先50ページから55ページでございますが、附表1には、給与費明細書が掲載してございますので、御確認をお願い申し上げます。

続いて、予算書56ページ、附表2を御覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、令和5年度までの支出額、または支出額の見込み、及び令和6年度以降の支出予定額に関する調書でございます。前年度までの稲葉クリーンセンターの施設運営管理事業に加え、桐林クリーンセンター解体事業が追加となっております。ご確認をお願い申し上げます。

稲葉クリーンセンターにつきましては一般財源でございますが、桐林クリーンセンターの関係につきましては、地方債、その他特定財源、プラス一般財源でございます。

続いて、予算書の58ページをお願いします。

附表3でございますが、地方債現在高の推移が掲載されておりますので、あわせて御覧をいただきたいと思っております。

続いて、予算書60ページの附表4でございますが、令和6年度の一般会計に係る市町村負担金の内訳でございます。あわせて御確認をお願い申し上げます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

申し訳ございません。お戻りをいただきまして、予算書12、13ページをお願いいたします。

1款2項3目、衛生費負担金9億6,764万9,000円、前年度比較で1,546万7,000円の増でございます。

増減の主な内訳でございますが、リサイクルセンターの負担金の関係が181万5,000円の減でございます。飯田竜水園の負担金につきましては、1,386万8,000円の増。稲葉クリーンセンターにつきましては、341万4,000円の増額でございます。トータルで1,546万7,000円の増額ということでございます。

続いて、予算書の14、15ページを御覧ください。

2款1項1目、衛生使用料でございます。2億1,483万6,000円は、稲葉クリーンセンターごみ処理施設使用料、及び飯田竜水園し尿処理施設の使用料でございます。

5款1項2目、基金運用収入は、各基金利子でございます。し尿処理施設整備基金とごみ中間処理施設整備基金、それぞれでございます。

予算書の16、17ページをお願いいたします。

7款1項4目、稲葉クリーンセンター特別会計繰入金2,500万円は、稲葉クリーンセンターの売電相当収入から運転期間中の必要経費を積み立てて残った余剰金を一般会計に繰り入れるものでございます。

ここで申し訳ございません。予算書の前につづられております、予算補足説明資料にお戻りをいただきたいと思ひます。

令和6年度南信州広域連合予算案の特徴及び概要についての3ページ、(14)のイでございます。

稲葉クリーンセンターの繰入金2,500万円の活用につきましてお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

また、前後して大変申し訳ございません。予算書の16、17ページにお戻りください。

7款2項1目の基金繰入金1億4,400万円のうち、衛生費関係は桐林クリーンセンター施設整備基金から6,030万円を繰り入れ、桐林クリーンセンターの解体工事費へ充当し、し尿処理施設基金から539万円を繰り入れ、旧施設解体公債費の償還に充てるものでございます。

8款、繰越金5,872万円は、純繰越金でございます。衛生費分につきましては1,915万円でございます。また桐林クリーンセンター起債繰上償還で、一般財源として393万3,000円を計上しておるところでございます。

続きまして、9款、諸収入でございます。

2款2目の雑入のうち、3節の衛生費雑入57万円でございますが、飯田竜水園の雑入は電柱敷地使用料、リサイクルセンター雑入は太陽光発電収入、稲葉クリーンセンターの雑入は自動販売機の電気料でございます。

続きまして、16ページから19ページにかけてでございます。連合債6億1,870万円中、10款1項2目、衛生費5億4,200万円は、桐林クリーンセンター解体事業債でございます。

再び恐縮でございますが、補足説明資料の最終ページA3版のもの、最終ページへお戻りをいただきたいと思ひます。

ナンバー30は、ごみ中間処理施設運営管理事業、ナンバー31は、リサイクルセンター運営管理事業でございます。両事業に係る1次評価においては、特記事項はございませんでしたが、令和6年度当初予算に係る取組みにつきましては、表の一番右側を御覧いただき御確認をお願いを申し上げます。

ナンバー32は、飯田竜水園運営管理事業でございます。この事業につきましては、1次評価において、管内3施設し尿処理施設の統合については、過去にも検討を申し入れた経過があり、このことを踏まえ検討を進めていく必要がある旨の御意見をちょうだいしております。

この点につきましては、管内3施設の現状把握をしっかりと行う中で長期的な視野に立って、検討を進めてまいります。この事業につきましても、令和6年度当初予算に係る取組み概要について御確認をお願い申し上げます。

一般会計予算案、衛生費関係分に係る御説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

(清水委員長) 説明が終わりました。

質疑は、予算書のページを告げてから行っていただきます。

御質疑はございませんか。

後藤委員。

(後藤委員) 1点、お願いしたいと思います。

39ページの12の委託料、解体撤去工事施工監理業務委託料と、それから14の工事請負費の関係の稲葉クリーンセンターの解体工事でございますが、これについては契約方法はどのような契約方法を予定しておるのでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 解体撤去工事施工監理業務委託につきましては、この前のクリーンセンターを解体のときに担当されました業者、それから8月にお認めをいただきました補正予算の関係で解体工法等に係る予算の委託業者、こちらの業者が事業の継続的な把握を前回から今回に関しても継続してやっておりますので、こちらの当該業者に随意契約をお願いしたいと考えるものであります。

それから、桐林クリーンセンター解体工事につきましては、現在入札の関係で仕様書等を整えておりますが、一般競争入札で対応したいと考えております。仕様の中で、安全に解体できるということが第一でございますので、一定の規模以上の解体の実績がある業者、それから地元の対応として勘案をしておりますが、長野県の等級等も勘案しながら、現在仕様書を整えておる状況でございます。以上です。

(清水委員長) 後藤委員。

(後藤委員) ありがとうございます。

そうすると、撤去監理というか、業務委託については、随契。それからクリーンセンター解体工事については、一般競争入札ということよろしいですか。はい、ありがとうございました。

(清水委員長) そのほか、御質疑はございませんか。

岡田委員。

(岡田委員) はい、同じく39ページの桐林クリーンセンター解体工事の関係でお聞きいたします。

先ほど、高田副管理者から調査の結果、ダイオキシン、アスベストの言及をいただきました。全協のときに解体工事期間20か月という説明をいただきましたので、慎重に工事を進めていくんだなどは察しておりますけれど、今までの経緯の中で、エプソン社の事業計画に対する地元説明はあったようなんですが、解体に関する説明や協議というのはされていますでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 住民説明会の関係でございますが、1月29日に桐林区民の皆様に向けて、解体工事に関する説明を実施しております。

また3月5日には、エプソン社による竜丘区民、竜丘全体の区民向けの、こちらはバイオマス発電事業が主となるものでございますが、説明会が開催される予定であります。この機会を捉え、広域連合として解体について、あわせて御説明をいたしたいと考えております。

今後、入札により解体施工業者が内定をいたしますが、解体施工業者が内定後、5月、6月にかけて、当該事業者も同席をさせ技術的な内容も加味した地元住民説明会、及び近隣企業向け説明会を開催する計画でございます。以上です。

(清水委員長) 岡田委員。

(岡田委員) こうした環境配慮が必要な解体工事になりますと、モニタリング調査だとか、周辺の事後調査というものがつきものだと思うのですが、そこも含めての計画という理解でよ

ろしいでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 解体工事につきましては、先ほども出ておりますが、密接に関連する業務に桐林クリーンセンター解体撤去工事施工監理業務委託がございまして、こちらの当該業務の中に周辺環境調査業務が含まれており、建屋の除染中、解体中、及び解体後の土壌調査等を実施をいたし、地域の皆様にも情報を開示をいたし、やはり安心・安全に進めていきたいということで配慮をしておるところでございます。以上です。

(清水委員長) 岡田委員。

(岡田委員) あと現地を見させていただきますと、ペットボトル、使用済みのペットボトルを再資源化するためだと思うのですが、その仮置き場になっているように見えるんですね。解体工事が始まると、そのまま置いておくというわけにいかないと思うのですが、その行く宛ってというのはあるのでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 御指摘のとおり、今環境公園の中にある1業者に、ペットボトルの再資源化に係る仮置き場の使用許可を出しておりますが、こちらのものに係る撤収作業は現在進んでおりまして、解体工事着工前に原状復旧ということで計画をしておるものがございます。

(清水委員長) よろしいですか、はい。

そのほか、御質疑ございませんか。

木下委員。

(木下委員) 同じく桐林クリーンセンターの解体工事について、お伺いします。

今御説明の中でも、地域住民に対して配慮をしていくという姿勢は伺っているところですが、私たちのほうにも地元の声がちょっと届いておりますので、申し上げます。

解体工事には、おおむね同意してもらえてるような印象です。その中で、解体物の運搬に関しては、幾つか、3点ほど声をいただいております。

一つは、車両の安全運転。そして、運搬車両のルートと通行時間の公表、場合によっては、誘導員の配置もお願いしたいと。あと、通行はサンヒルズの入り口信号交差点側に限定してほしいというような声をちょうだいしておりますが、今の段階で考慮されていることがあれば、御答弁いただきたいと思います。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 今、木下議員が御指摘の部分につきましては、やはり大きな車両が通られるということで地元でも心配をされておることでございます。前回の解体のときにもルートでございますとか、時間でございましてとか、誘導員の配置等の御要望もちょうだいしておる経過を把握しております。

今後、業者が内定をいたしました段階で、その部分はしっかりお伝えをして、計画等、ずさんなものにならないように考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

(清水委員長) 木下委員。

(木下委員) 了解いたしました。よろしく願いいたします。

それと、もう一点。ちょっと収入のほうのことなんですけども、今度、エプソン社がそこで営業をするということですが、そのときの借地料とかは、まだ予算立てにはなっ

てないようですが、その点はいかがなんでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 現在、地元から広域がお借りしている借地料につきましては、広域から地元で現在同額をお支払いして、広域の所有部分を併せてエプソン社のほうから支払われるという形を今整えつつ協議をしておりますが、今回のバイオマス発電事業を行うについて、F I P申請ですね。申請というものが認可されることが必要なんですが、エプソン社といたしましてもこのF I P申請が通らないと予算的なもの、具体的なものも出せないということで、今般の歳入のほうには計上しておらんということで、F I P申請が整った後ということで御理解をいただきたいと思います。

(清水委員長) 木下委員。

(木下委員) はい、よく分かりました。

(清水委員長) 吉川事務局長。

(吉川事務局長) 今の事務長の答弁に少し補足をさせていただきます。

まず、借地料といたしましては、私どもが地元桐林区の財産区等にお支払いしている借地料がございます。こちらについては、基本的に継続という考え方でございますので、そのまま継続ということでございます。

エプソン社からいただく借地料というのが今後発生するわけでございますけれども、20か月かけて解体をいたしますので、その間はエプソン社はその土地は使えないということでございますので、年度で言いますと、令和7年度以降の予算でもって借地料の収入というのが配慮されるのかなというふうに思っております。

(清水委員長) 木下委員。

(木下委員) 分かりました。

ちょっと関連してですけど、それでは桐林クリーンセンターを平成29年11月に停止したんですかね。それ以後7年ぐらいになるかと思うんですけども、その間の借地料としては、桐林区あるいは地主に払っていたという理解でいいでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 委員、御指摘のとおりでございます。

(清水委員長) 木下委員。

(木下委員) それでは、今後支払ってもらえる額も、これから、そしてそれも回収できるぐらいな、今までのも、期待したいと思います。以上です。

(清水委員長) そのほか、御質疑ございませんか。

岡田委員。

(岡田委員) 別のページいきまして、44ページ、45ページのリサイクルセンター運営管理事業費についてお聞きいたします。

6月閉館に伴う予算立てということで説明をいただきました。民間の事業所が増えてきたので、行政として追っていく役割は、一定果たしたという御説明を以前いただいたかと思えます。

そうした中で、このセンター、現場を見させていただきますと、大型家具なども取り扱ってるようなんですが、こういったものも民間の中で行き場を失うことがないという理解でよろしいでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) どのサイズまで大型家具として捉えるかにつきましては、管理規則上、規定しておりませんが、桐林リサイクルセンターでは、縦・横・高さ3辺の長さの合計が500センチメートル以上の木製家具は取り扱っておりません。線引きは、そこで行ってあります。

閉館にあたりましては、この点、民間の事業者にも状況を御説明をし、大型家具の行き場についても滞ることがないように、一定の配慮を行ってまいりたいと考えるものであります。以上です。

(清水委員長) 岡田委員。

(岡田委員) 行き場は失うことがないということでお聞きいたしました。

それと、建屋がまだまだ使えるように見えるんですが、こちら解体になるのか。それとも何か別の形で使っていくことになるんでしょうか。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) この点に関しましては、現在、エプソン社と協議を行っておりまして、整い次第、御報告を申し上げたいと思います。以上です。

(清水委員長) 岡田委員。

(岡田委員) 協議が整った時点で、改めて説明いただけるということで。

最後、要望になるんですけど、こちらの広域連合で運営してきたリサイクルセンター、引き取る際は無料だっというのがメリットだったと思うんですね。民間事業所も幾つかある中では、そこが広域でやっている、こちらの施設のよさだったと思うんです。

6月末までの期間限定ではあるんですけど、これからのいろいろな人や物の動きが活発になる年度末を控えておりますので、ぜひこの機会にしっかり周知していただいて、最後までこのセンターをしっかりと使ってもらうんだという、そういう姿勢を持っていくことが必要だと思うのですが、要望兼質問でお願いいたします。

(清水委員長) 飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) 御指摘のとおりでございます、丁寧にしっかり周知を行ってまいりたいと考えております。

方法といたしましては、広域連合の広報誌、それから新聞記事への掲載、市町村広報誌への掲載依頼、それから、案内看板等の設置も考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

(清水委員長) よろしいですか。

そのほか、御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第9号の当委員会分担分について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号の当委員会分担分は原案のとおり、可決

されました。

(7) 議案第11号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」

(清水委員長) 次に、議案第11号「令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

新井消防本部総務課長。

(新井消防本部総務課長) それでは、議案第11号について御説明を申し上げます。

予算書77ページを御覧ください。

本案は、令和6年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）でございまして、第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,650万円と定めたいとするものでございます。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、利率などにつきまして、第2表のとおり定めるもの。

第3条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、主な項目について、歳入歳出予算事項別明細書で御説明させていただきます。また、補足説明資料の事務事業進行管理表につきましては、後ほど一括して御説明させていただきます。

まず歳出予算を御説明申し上げますので、90ページ、91ページを御覧ください。

1款1項1目、一般管理費のうち、大事業01、人件費は、職員218名分の給与、職員手当及び会計年度任用職員の人件費として報酬、手当などが主な内容でございます。財源は、構成市町村負担金、県支出金、繰入金、諸収入及び一般財源でございます。

大事業10、一般管理費のうち、8節、旅費につきましては、研修派遣先といたしまして、長野県消防学校へ57名、救急救命士養成研修所へ2名、総務省消防庁へ1名、消防大学校へ1名などを予定しております。

おめくりいただきまして、10節、需用費のうち消耗品費につきましては、火災現場で着用する防火衣の更新が、令和4年度から2年計画で実施したものが、本年度完了したため、2,000万円ほど減額となっております。また、修繕料につきましても、昨年度、各署所の指令端末無停電電源装置の交換が完了いたしましたので、1,300万円ほど減額となっております。

11節、役務費のうち通信運搬費は、119番回線指令システムのほか、一般電話及びOA機器等の通信回線使用料が主なものでございます。

12節、委託料につきましては、消防無線指令施設、火災放送設備などの通信設備に関する保守点検業務委託、及び職員の健康診断業務委託料などが主なものでございます。

14節、工事請負費の庁舎施設改修工事費につきましては、3年計画で進めております、庁舎LED化工事920万5,000円、羽場分署屋根塗装修繕工事665万5,000円、この3月に総務省消防庁から貸与される小型救助車の車庫新設工事、阿南消防署ですが、589万6,000円が主なものでございます。

小型救助車の車庫新設工事につきましては、緊急防災・減災事業債を財源とするものでございます。

17節、備品購入費につきましては、事務用パソコン15台の更新、緊急消防援助隊

で使用するイーザーアップテント2式が主なものでございます。

18節、負担金補助及び交付金につきましては、93ページから95ページにわたってお示ししておりますが、消防学校入校経費421万1,000円、救急救命士養成研修経費450万8,000円などの職員育成のほか、救急活動に対する医師による事後検証、及び飯伊メディカルコントロール分科会負担金233万3,000円などが主なものでございます。

大事業10、一般管理費に関わる財源は、構成市町村負担金、使用料及び手数料、連合債及び一般財源でございます。大事業12、退職手当積立基金積立金につきましては、定年延長に伴い、基本的に隔年で退職者が発生することから、移行期間中は、職員一人当たり40万円を20万円に減額し、新規積立てを行ってまいります。財源は、構成市町村負担金、財産収入及び諸収入でございます。このうち諸収入につきましては、広域事務局へ派遣しております1名分の負担金を広域事務局から受けて充当するものでございます。

続きまして、1款1項2目、常備消防費でございますが、大事業10節、需用費の消耗品費、燃料費、修繕料、医薬材料費、及び役務費の手数料、保険料につきましては、消防活動に必要な消耗品の購入、及び消防車や資機材の点検整備などを含む維持管理にかかる費用でございます。

17節、備品購入費につきましては、山岳救助隊で使用する山岳パーティカルストレッチャー33万9,000円、応急手当普及啓発資機材として、AEDトレーナー10台、118万8,000円などを計上しております。この目の財源は、構成市町村負担金及び一般財源でございます。

おめくりいただきまして、1款1項3目、消防施設費でございます。消防施設費のうち、97ページ上段の小事業、12節、委託料、設計監理委託料でございますが、高森庁舎新築工事実施設計業務でございますが、4,629万9,000円を計上しております。

17節、備品購入費でございますが、飯田消防署に配備しております資機材搬送車の更新で2,491万円を計上しております。また、この資機材搬送車の事業費につきましては、この3月に総務省消防庁から無償配備されます、小型救助車の搬送目的として使用するため、緊急防災・減災事業債を財源とするものでございます。また、このほかに、座光寺分署高規格救急車、消防本部連絡車の更新を予定しております。この目にかかる財源につきましては、構成市町村負担金、国庫支出金、連合債及び一般財源でございます。

次に、1款1項4目、消防事務連携協力事業費でございます。この目は、木曾広域連合との消防通信指令事務共同運用にかかる事業費を計上するために新たに設けたものでございます。

令和6年度は大事業10、共同消防指令センター運用事業費、12節、委託料として、共同消防指令センター整備実施設計業務2,032万8,000円を計上しております。なお、共同消防指令センターの設置場所を事務センター2階の一部を改修し、使用する予定で予算計上しております。使用することにつきましては、閉会日、全員協議会の南信州広域連合木曾広域連合消防通信指令事務連携協力実施計画（案）の中で御報告させていただきます。

2款、公債費につきましては、令和2年度13メートルブーム付多目的消防自動車整備、令和4年度・令和5年度に実施した、トイレ感染対策工事に係る元金及び利子の償還金でございます。財源は、構成市町村負担金、及び交付税算入負担金でございます。

続きまして、歳入を御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、86ページ、87ページを御覧ください。

1款1項1目、負担金のうち、構成市町村負担金は、14市町村にお願いしている負担金でございます。前年と同額の18億9,000万円とさせていただきたいと存じます。交付税算入分負担金は、地方債に係る地方交付税措置分でございます。事務の手續上、例年、13町村分を一括して飯田市が交付を受け、これを飯田市から交付税算入分負担金として納めていただくものでございます。

4節、指令事務共同運用負担金につきましては、木曽広域連合との消防通信指令事務共同運用にかかる事業費を案分し、木曽広域連合から負担金として納めていただくものでございます。共同消防指令センター整備実施設計業務の負担金として、523万円を計上しております。

2款、使用料・手数料は、消防本部庁舎の使用料、及び危険物並びに火薬類の許認可事務の手数料が主なものでございます。

3款、国庫支出金は、座光寺分署高規格救急車の更新にかかる緊急消防援助隊整備費補助金でございます。これは総務省消防庁が拡充を図る緊急消防援助隊登録車両として整備することにより、国庫支出金を活用できるものでございます。

4款、県支出金は、長野県から特例処理事務として委託を受けております、火薬類の許認可事務に対する交付金でございます。

5款、財産収入は、財政調整基金及び退職手当積立基金の利子収入でございます。該当基金へそれぞれ積み立てをさせていただくこととしております。

7款、繰入金は、職員の児童手当分を広域連合一般会計から繰り入れるものでございます。

8款、繰越金は、純繰越金でございます。

9款、諸収入のうち、中央道支弁金は、中央自動車道における救急業務に対する支弁金でございます。市町村事務受託収入は、飯田市へ派遣職員1名分の人件費、及び県消防学校派遣教官2名分の人件費について収入を受けるものでございます。

10款、連合債は、高森消防署庁舎新築工事实施設計、共同指令センター整備実施設計、小型救助車車庫新設工事、資機材搬送車整備に係る起債でございます。緊急防災・減災事業債を対象事業として計画するものでございます。

続きまして、80ページを御覧ください。

本議案第2条に定める第2表、地方債でございます。限度額を9,490万円とし、起債の方法、利率、償還につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、付表について御説明申し上げます。

98ページを御覧ください。

附表1、給与費明細書といたしまして、98ページから102ページまでの人件費の詳細をお示ししてございます。

104、105ページは附表2といたしまして、債務負担行為に係る、令和5年度末までの支出見込額、及び令和6年度以降の支出予定額に関する調書。106ページには、

附表3といたしまして、地方債の現在高及び見込額に関する調書。107ページには、
附表4といたしまして、構成市町村負担金及び交付税負担金額をまとめた表を添付して
ございますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、後期基本計画上、事業の進行管理について御説明申し上げます。

補足説明資料、5ページを御覧ください。

進行管理ナンバー25から29についてでございますが、2次評価で指摘事項は特に
ございませんでしたが、それぞれ、令和6年度の取組みについて御説明させていただき
たいと思います。

ナンバー25、地域防災力強化と次世代育成事業についてでございますが、1月の能登
半島地震により甚大な被害が発生したことから、より地域防災力強化の必要性が高まっ
てきております。その中で、消防団と連携し、管内34校の小学校で防災教育を実施し
てまいります。その中で、消防団の連携につきましては、各団の協力が得られるところ
から実施してまいります。また、消防団との訓練につきましても、団員の負担軽減を考
慮した研修・訓練を実施してまいりたいと思います。

次に、ナンバー26、災害対応力の充実強化についてでございますが、能登半島地震
における緊急消防援助隊の派遣により、隊員が経験したことを生かし、当本部の受援計
画等の見直し、必要資機材の整備を進めてまいりたいと思います。

次に、ナンバー27、消防施設等の維持及び更新事業についてでございますが、女性
活躍推進を検討するため、女性消防職員によるプロジェクトを3月に立ち上げ、働きや
すい環境の整備を進めてまいります。また、高森消防署庁舎新築工事や共同消防指令セ
ンターの整備など大型事業を迎える中で、財政計画の随時見直しを行い、車両更新及び
庁舎修繕を行ってまいります。

次に、ナンバー28、圏域消防力の充実強化事業についてでございますが、消防力の
適正配置結果に基づき、具体的に消防職員の派遣等について検討を進めるとともに、消
防団員が減少する中、常備消防の強化等について検討を進めてまいります。

最後に、ナンバー29、共同消防指令センター整備事業についてでございますが、新
たに新設しました事業でございます。令和8年4月の運用開始に向け、運営団体の設立
や指令システムの主要検討を進めてまいります。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第11号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり、可決されました。

(8) 議案第12号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」

(清水委員長) 次に、議案第12号「令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

飯田環境センター事務長。

(飯田環境センター事務長) それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

予算書の109ページをお願いいたします。

本案は、令和6年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,315万円と定めるものでございます。本特別会計は、稲葉クリーンセンターにおける売電相当収入を活用いたしまして、発電事業に係る事業を行うものでございます。売電収益は、毎年度、電気事業基金へ基本額として6,500万円を積立て、この基金から施設の保全計画に従って実施する発電施設のメンテナンス工事、売電益に課税される消費税の納税、及び電気事業債の償還に充てていくものでございます。

また毎年度、電気事業基金に積み立てた後の残りの売電相当収益につきましては、一般会計に繰り出し、広域連合全体の事業に活用していくものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。

予算書の120、121ページをお願いいたします。

2款、衛生費、総額1億3,027万6,000円、前年度比で2,321万9,000円の減額でございます。衛生費の減額の事由につきましては、消費税が前年度比較でマイナス286万円余の減額、それからメンテナンス工事費が前年度比較で2,035万円余の減額、こちらが減額の要因でございます。

内訳を申し上げます。

2款1項1目、清掃総務費9,549万4,000円でございます。

12節、委託料は、売電相当収益に課税される消費税の申告に係る電子申告を税理士で委託するための委託料でございます。

24節、積立金でございますが、こちらは電気事業基金への新規積立金及び基金利子の積立てでございます。

26節、公課費でございますが、こちらは令和5年度の売電相当収入に課税される消費税の支払いでございます。

27節、繰出金は、売電相当収入の余剰金を一般会計へ繰り出すものでございます。一般会計における充当先につきましては、先ほど一般会計補足説明資料で御確認をいただいたものでございます。

1目、清掃総務費の財源は、財産収入、基金利子、電気事業基金繰入金、及び売電相当収入でございます。

続いて、2款1項3目、ごみ処理費でございます。こちらは、発電設備のメンテナンス工事費でございます。令和6年度は発電施設に係る排熱ボイラー、蒸気タービン発電機等の点検整備工事を行うものでございます。3目、ごみ処理費の財源は、電気事業

基金繰入金、及び一般財源でございます。

続いて、3款の公債費でございますが、こちらは、発電施設の整備に活用いたしました、電気事業債に係る元金及び利子、負債の償還でございます。財源は、電気事業基金繰入金でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

お戻りをいただきまして、118、119ページを御覧ください。

1款、財産収入は、電気事業基金の基金利子でございます。

2款、繰入金は、電気事業基金からの繰入金でございます。歳出で御説明いたしました消費税申告委託、消費税納税、工事費及び公債費の償還に充当されるものでございます。

3款、繰越金は、純繰越金でございます。

4款、諸収入9,000万円につきましては、稲葉クリーンセンターの発電に伴う売電相当収入でございます。

なお、予算書122ページでございますが、こちらには、電気事業債に係る現在高見込調書が掲載してございますので、併せて御確認をお願い申し上げます。

御説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

(清水委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

よろしいですか。

なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第12号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり、可決されました。

議案審査は、以上となります。

5. その他

(清水委員長) そのほか、何か御発言ございますでしょうか。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) その他で、議会の事務局的な立場から1点、お願いをさせていただきます。

ただいま資料をお配りしておりますけれども、それぞれの構成市町村議会におきましては、12月の議会でそれぞれ意見書の議決をいただいたということでお聞きをしておりますところでございます。

2月14日にブロック代表者会を開催いたしまして、広域議会においても同趣旨の意見書を議決をしたかどうかという意見がございまして、これにつきましては、閉会日、28日に改めて議会運営委員会を開催して協議をしましょうという方向と現在なっております。議員各位におかれましては、そんな動きがあるということで御承知おきいただ

ければということで、資料の提供ということでお配りをさせていただいております。よろしく願いいたします。以上でございます。

(清水委員長) この件について御発言あればですが、今のところよろしいですか。

吉田委員。

(吉田委員) 私もブロック会議のほうに出席させていただいておりました。各町村議会、飯田市も含めて、この種の意見書を12月の定例会でしたかね、時間がない中で、それぞれの議会で御審査いただいて、出すべきということで出した経過があります。

ブロック会議でも熊谷議長の方から、広域連合議会でも出すべきではないかと、出したほうがいいんじゃないかっていうぐらいですかね、御提案がございまして、皆さん、やはり各市町村でも出したので、広域連合の議会でも出すことが適切なのではないかとというようなことで、一定の御理解が得られたところなのかなというふうな感触を得たところでございます。

やはり、この種のものは、出す機会があれば足並み揃って出したほうがいいだろうなということで、ぜひ御理解いただく中で、今度の定例会で出す方向になったらいいなと、そんな感想を持っておるところでございます。以上であります。

(清水委員長) はい、ありがとうございました。

そのほか、御発言ございますでしょうか。

よろしいですか。

6. 閉会

(清水委員長) それでは、以上をもちまして、本日の消防環境委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉 会 午後3時42分

南信州広域連合議会委員会条例28条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会 消防環境委員長
